

答申第 485 号～第 502 号

平成 20 年 10 月 10 日

神奈川県教育委員会

委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会

会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 19 年 11 月 13 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書不存在の件（諮問第 4 3 5 号）、12 月 17 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書不存在の件（諮問第 4 5 2 号～第 4 5 5 号、諮問第 4 6 2 号～第 4 6 7 号及び諮問第 5 1 5 号）、平成 20 年 1 月 7 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書不存在の件（諮問第 5 3 2 ～第 5 3 5 号）及び 1 月 10 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書不存在の件（諮問第 5 4 6 号及び諮問第 5 5 8 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、別表の対象文書欄に記載の行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例第9条の規定に基づき、別表の請求年月日欄に記載の各日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、同表の対象文書欄に記載の各行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）をした。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、別表の決定年月日欄に記載の各日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、別表の不服申立て年月日欄に記載の各日付けで、教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるといふ趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 各諮問案件に係る特定の状況（以下「本件状況」という。）は、職員の懲戒又は分限に係る重要な事故であり、明文化された行政文書が作成されなければならない。
- (2) 本件行政文書が存在しないことは、不合理である。

4 実施機関（県立高等学校）の説明要旨

実施機関は、別表の非公開理由欄に記載の理由により、文書不存在による公開拒否決定を行った。

5 審査会の判断理由

- (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本答申に係る各諮問案件を審査するに当たり、本件行政文書の内容、本件処分の内容、不服申立ての理由等の類似性を踏まえ、併合して調査審議した。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 本件行政文書は多岐にわたるが、本件処分に係る不服申立人の主張は、本件状況は職員の懲戒又は分限に係る重要な事故であり、明文化された行政文書が作成されなければならないという点又は本件行政文書が存在しないことは不合理であるという点で共通している。

一方、実施機関は、別表の非公開理由欄に記載の理由により、本件行政文書は存在しないと説明している。

イ 何らかの特定の状況を事故と認定するか否かは、教育委員会が判断するものであると考える。本件状況については、事故と認定していないことから、本件行政文書を作成していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

また、実施機関は、本件行政文書は別表の非公開理由欄に記載の理由により存在しないと説明しており、この説明に反する特段の事情は認められないことから、本件行政文書は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

| 諮問番号 | 件名 | 請求年月日 | 対象文書（概要） | 決定年月日 | 非公開理由 | 不服申立て年月日 (異議申立書記載年月日) |
|------|-----------------------------|-------------|---|-------------|--|--------------------------|
| 435 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その36) | 平成19年10月26日 | 事務長に特定人より校長との電話での直接の話し合いを病状悪化を原因として拒み続けていたにもかかわらず、本人のことわりを得ず校長に電話を取り継いだ事情が分かる書面もしくは謝罪文書 | 平成19年10月31日 | 請求者から公開請求で求められている件については、言葉の行き違いから生じたことであり、また請求者との間で事実認識に相違もあるので、公開請求收受時点において、説明や謝罪の文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月13日 |
| | | 平成19年10月26日 | 特定日付け校長発の公文書及び私文書につき「よろしいですか」なる挑発もしくは恫喝と受け取れる文書を特定人に「送付してよろしいか」という校長の起案文書 | 平成19年10月31日 | 請求者から公開請求で求められている件については、言葉の行き違いから生じたことであり、また請求者との間で事実認識に相違もあるので、公開請求收受時点において、説明や謝罪の文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月13日 |
| | | 平成19年10月26日 | 校長が特定日付けをもって特定人あて出された内容と別の日に電話での発言との食い違いを明確にした文書 | 平成19年10月31日 | 請求者から公開請求で求められている件については、言葉の行き違いから生じたことであり、また請求者との間で事実認識に相違もあるので、公開請求收受時点において、説明や謝罪の文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月13日 |
| 452 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その53) | 平成19年11月5日 | 告発者名を被告発者に通告した個人情報保護条例違反に関する事故報告書 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故報告書を提出するに至らないと判断している。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 453 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その54) | 平成19年11月5日 | 特定の状況に関して公務災害認定機関に報告等を行った文書 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件については、公開請求收受時点では事実と認定しうる要件に乏しく、公務災害認定機関に公務災害認定申請を行うには至らないと判断し、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 454 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その55) | 平成19年11月5日 | 陶芸窯の不正使用に伴う陶芸品の取得について全職員への指導等の内容が分かる書面 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があるので、現時点では当該書面を作成し対応するに至らないと判断している。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 455 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その56) | 平成19年11月5日 | エアコンの工事代金の支出費目を明確にした書類 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件については、2台のエアコンは設置費用を含めて寄贈されたものであり、該当する書類は一切存在していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 462 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その63) | 平成19年11月9日 | エアコンの工事代金の支払いについて予算の支出費目を明確にした書類 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件について、エアコン2台とも県費で購入したのではなく、設置費用を含め寄贈されたものであるため、当該文書は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 463 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その64) | 平成19年11月8日 | 特定人の公務災害の認定を拒んでいる事情を明確にした書面 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、事実関係の調整が進められており、公開請求收受時点では書面は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 464 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その65) | 平成19年11月9日 | クーラーに係る財産上の整理が明確に分かる書類及び台帳 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、2台のクーラーは寄贈された上で設置されているものであり、もう1台のクーラー（実際はウィンドファン）は個人所有のものであることから、財産上の整理が明確になっている書類はなく、備品台帳等にも掲載されていない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |

| | | | | | | |
|-----|------------------------------|-------------|--|-------------|--|-------------|
| 465 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その66) | 平成19年11月9日 | 本人の了承を得ずに、告発者名を被告発者に通告した個人情報保護条例違反に関する事故報告書 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求書との間で事実認識に相違があり、事故と認定する要件に乏しいと判断していることから、公開請求收受時点において書類は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 466 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その67) | 平成19年11月8日 | 公費で購入し校長室に保管されている書籍の一覧表 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、本校の校長室に県費・図書費で購入した書籍がないことから、それを記した一覧表は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 467 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その68) | 平成19年10月29日 | 特定日に玄関前において特定教諭より会話の途中、様々な内面への干渉及び不当労働行為を行ったことに対する校長が県へ提出した一切の書面 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件について、公開請求收受時点では請求者との間で事実認識に相違があり、調査を継続していることから、請求者の求める書面は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 515 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その116) | 平成19年11月6日 | 本人の了解を得ずに告発者名を被告発者に伝えた件について提出した事故報告書 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求收受時点では提出文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 532 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その132) | 平成19年11月12日 | 吹奏楽部の保護者会の規約及び特定年度の収支決算を明らかにした書面 | 平成19年11月26日 | 請求者から公開請求で求められている件については、本校吹奏楽部の保護者会は規約を持っておらず、また保護者会の席上で収支決算等を行っていることから、本校には書面・領収証等は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年12月11日 |
| | | 平成19年11月12日 | 吹奏楽部の楽器運搬等に使用されるトラックのガソリン代、車検代等の支出が明確にされた書面 | 平成19年11月26日 | 請求者から公開請求で求められている件については、本校吹奏楽部の保護者会所有のトラックのガソリン代や車検代は同会が負担し、会計事務も同会が行っていることから、本校には書面は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年12月11日 |
| | | 平成19年11月12日 | 吹奏楽部が特定年度に民間体育館等、民間バス、民間宿泊施設等を使用した際の領収書 | 平成19年11月26日 | 請求者から公開請求で求められている件については、本校吹奏楽部の保護者会の会計事務は同会が行っていることから、本校には領収証は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年12月11日 |
| 533 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その133) | 平成19年11月12日 | 校長が公費で購入した校長室保管の書籍一覧表 | 平成19年11月22日 | 請求者から公開請求で求められている件については、本校の校長室に県費・図書費で購入した書籍がないことから、それを記した一覧表は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年12月4日 |
| 534 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その134) | 平成19年11月8日 | 校長及び副校長が他校の職員に発言した行為に関する調査内容 | 平成19年11月22日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求收受時点において、書類は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年12月11日 |
| 535 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その135) | 平成19年11月16日 | エアコンの不正使用及び陶芸品の不正取得について、県民に対して説明する機会及び保護者説明会を行う機会が明確になった書面等 | 平成19年11月22日 | 請求者から公開請求で求められている件に関しては、「不正使用」「不正取得」等については請求者との間で事実認識に相違があり、事実・事故と認定できる要件に乏しいと判断していることから、書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年12月11日 |

| | | | | | | |
|-----|------------------------------|-------------|--|------------|---|-------------|
| 546 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その146) | 平成19年12月3日 | 体育準備室及び印刷室に現在設置がなされ、本年6月まで設置がなされていた美術準備室のクーラーに係る財産上の整理が明確に分かる書類（備品あるいは財産台帳等） | 平成19年12月7日 | 請求者から公開請求で求められている件については、エアコンはいずれも寄贈されたもので、県費購入ではないので、備品台帳等に記載されておらず、美術準備室のエアコン（実際は私物のウィンドファン）も平成19年6月に撤去されており、該当する書類は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年12月14日 |
| | | 平成19年12月3日 | 体育準備室及び印刷室に設置がなされているエアコンの工事代金の支払いにつき、予算の支出費目を明確にした書類 | 平成19年12月7日 | 請求者から公開請求で求められている件については、エアコンはいずれも寄贈されたもので、県費購入ではないので、備品台帳等に記載されておらず、美術準備室のエアコン（実際は私物のウィンドファン）も平成19年6月に撤去されており、該当する書類は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年12月14日 |
| | | 平成19年12月3日 | 特定日の告発につき、告発人の了承を得ずに告発者の氏名を被告発者に通告した校長の個人情報保護条例違反に関する校長の県教委へ提出した事故報告書 | 平成19年12月7日 | 請求者から公開請求で求められている件については、そのような事実は確認できず、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年12月14日 |
| | | 平成19年12月3日 | 校長が特定日付けをもって特定人あてに出された内容と、違う日に同一人との電話での発言との食い違いを明確にした文書。行政機関としての意思を明らかにした書面 | 平成19年12月7日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年12月14日 |
| | | 平成19年12月3日 | 特定日付の校長の公文書及び私文書につき「よろしいですか？」なる挑発又は恫喝と受け取れる文書を本人に「送付してよろしいか」という学校長の起案文書 | 平成19年12月7日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年12月14日 |
| | | 平成19年12月3日 | 事務長に対して電話での直接の話し合いを拒み続けていたにもかかわらず、本人の代わりに学校長に電話を取り継いだ事情が分かる書面又は謝罪文書 | 平成19年12月7日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年12月14日 |
| | | 平成19年12月3日 | 公務員の電気代の不正使用（着服）について校長が県へ提出した事故報告書 | 平成19年12月7日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年12月14日 |
| | | 平成19年12月3日 | 多数の公務員が県費横領に基づくエアコン使用及び陶芸品を不正に取得したことの事実（金額、実数等）が分かる書面 | 平成19年12月7日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年12月14日 |
| 558 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その158) | 平成19年11月22日 | 校長及び副校長が他校職員に行った発言について校長が行った調査等の内容を明確にした書面 | 平成19年12月3日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求時点では書類を作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年12月18日 |

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------------|--|
| 平成19年12月13日 | ○ 諮問受理（諮問第435号） |
| 12月19日 | ○ 諮問受理（諮問第452号～第455号、諮問第462号～第467号及び諮問第515号） |
| 平成20年1月16日 | ○ 諮問受理（諮問第532～第535号、諮問第546号及び諮問第558号） |
| 2月7日 | ○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求 |
| 3月7日 | ○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理 |
| 4月1日 | ○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付 |
| 6月5日 (第76回部会) | ○ 審議 |
| 9月10日 (第79回部会) | ○ 審議 |

神奈川県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|-------|-------------|------------------|
| 金子 正史 | 同志社大学教授 | 会長職務代理者 |
| 沢藤 達夫 | 弁護士（横浜弁護士会） | |
| 鈴木 敏子 | 横浜国立大学教授 | 部 会 員 |
| 玉巻 弘光 | 東海大学教授 | 部 会 員 |
| 辻山 栄子 | 早稲田大学教授 | |
| 東 玲子 | 弁護士（横浜弁護士会） | 部 会 員 |
| 堀部 政男 | 一橋大学名誉教授 | 会 長 (部会長を兼ねる) |

(平成20年10月10日現在) (五十音順)